

小渋川地区治山・林道安全協議会活動

駒ヶ根森林管理センター下伊那地区

治山林道建設事業安全協議会・会長 ○中村 盛男

南信森林管理署・小渋川治山事業所・係員 ○小田切 英市

はじめに

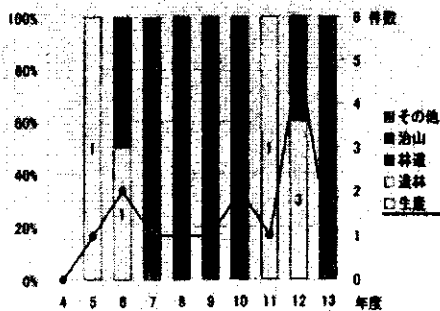
近年、国有林野事業請負事業体において重大災害が多発しています。小渋川地区では駒ヶ根森林管理センターが発注する治山・林道工事の請負事業体により協議会を結成し、安全活動に取り組んで 40 数年になります。しかし、平成 10 年に大西山事業地において重大災害が発生してしまいました。この災害を教訓としたこれまでの安全活動への取り組みを報告します。

1 近年の重大災害発生状況

中部森林管理局では過去 10 年間で計 19 件の死亡災害がありました。そのうち治山・林道事業においては 9 件、(表 1) 特に平成 12 年度においては、局管内で 5 件の重大災害が発生しています。

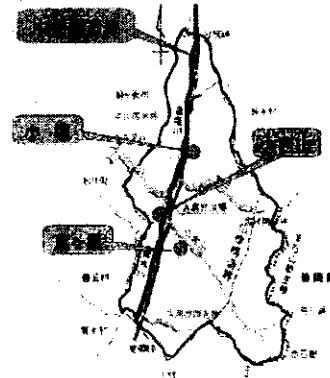
また治山・林道事業においては、急峻な地形、脆弱な地質構造、山間奥地での作業と非常に危険を伴う条件下での作業となり、請負事業体としても作業の効率性よりも安全第一を優先した作業を求められています。

中部森林管理局における
請負事業体の重大災害発生状況



(表 1)

小渋川地区施工地



(図 1)

2 概要

小渋川治山事業所の管轄である大鹿村には、村の南北に中央構造線が縦走し、その東側は三波川帯に属し三波川結晶片岩類で構成され、丘陵性で地すべり地形を形成しており主な事業地として鷲ヶ巣・小塩事業地などがあります。西側は領家帯に属し花崗岩類で構成され、山腹は急峻で崩壊しやすい地質であり主な事業地として昭和 36 に大崩壊を起こした大西山などがあります。(図 1)

小渋川地区では昭和 25 年から民有林直轄治山事業を中心に、国有林野内直轄治山事業・林道事業が実施されています。その中で昭和 30 年代後半から安全協議会を結成し安全活動に取り組んでいましたが昭和 39 年にケーブルクレーンによる災害、昭和 49 年にユニック車の転倒災害、平成 10 年に法切作業中の災害と 3 件の重大災害が発生しております。

3 協議会の概要

(1) 協議会の発足

協議会は昭和 30 年代後半から「小渋川治山協力会」として発足し安全活動を行ってきました。この間幾多の社会情勢の変化に対応しつつ活動をしてきましたが、時代の要請に即し平成 2 年には「小渋川地区治山・林道安全協議会」と名称を変更し、安全対策を基本とし発注者と受注者が一体となった安全体制を確立し現在に至っております。

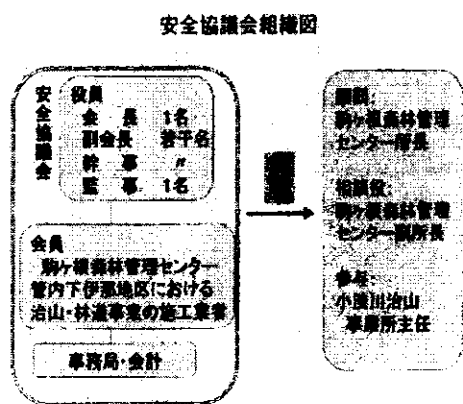
(2) 協議会の組織

会員は、小渋川地区において駒ヶ根森林管理センター発注工事を受注した会社で構成されます。会長・副会長・幹事・監事を置き、駒ヶ根森林管理センターからは 3 名が顧問などで参画しています。

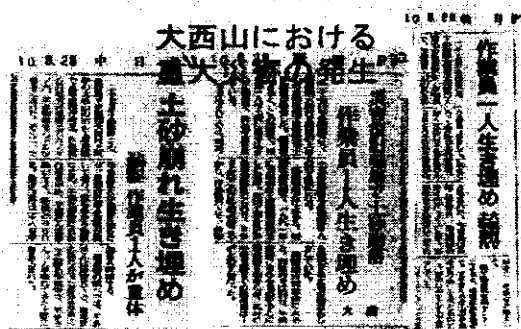
(図 2) 協議会の規約は平成 3 年に制定され、目的は第 2 条に明記されています。(資料 1)

第二条 この協議会は、労働災害の防止等に関し、その意識の高揚と会員相互の親睦、連絡、調整を行い、もって、工事の安全を推進し労働災害の絶滅を期するとともに技術の向上にも努め、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(資料 1)



(図 2)



(資料 2)

(3) 大西山での重大災害から

平成 10 年に大西山で重大災害(資料 2)が発生しました。この災害は地山の崩落により命綱が切断され転落した事故で、地山の点検、ロープの固定、安全帯の着用等、転落防止措置をした後作業中に発生しました。十分な安全対策をとっていたにもかかわらず災害が起ってしまい、協議会全体が大きなショックを受け安全管理体制について見直しました。

事故の反省を踏まえ今後の安全管理について次の 3 つのことを決定しました。

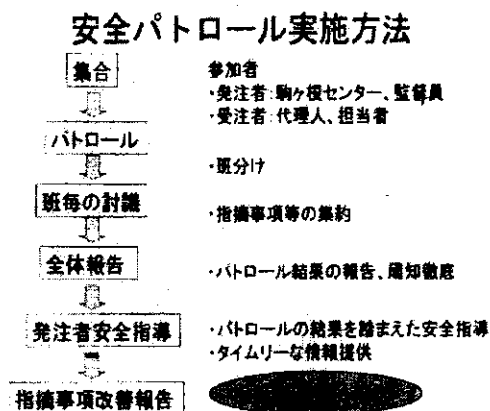
- 1 安全パトロールを隔月に実施する。
- 2 現場代理人は、パトロールでの指摘事項の早期改善と改善結果を事務局へ報告する。
- 3 事務局は早期に発注者へ議事録を提出する。

改善報告は、事務局提出が義務づけられ情報を蓄積できるようにしました。また発注者は、集約した議事録の早期提出により指摘事項の改善を的確に把握できるようになりました。

4 活動内容

(1) 安全パトロールの流れ

安全パトロールは2ないし3班程度に班分けをし各作業現場をパトロールしています。パトロール終了後は各班ごと改善点や指摘事項・推奨事項等についてグループ討議を行い、全体で実施結果の報告、発注者の安全指導や総括といった流れで実施しています。(図3)



(図3)



(写真1)

(2) 実施状況

ここで平成13年度第3回に実施した安全パトロールを例にその取組みを紹介します。

対象現場数は6箇所・請負事業体数6社・参加人数21名が参加しそのうち駒ヶ根森林管理センターからは4名が参加しました。(写真1)

このときの指摘された事項の一例です。

- 「ブロック積土留工に立てかけてあるはしごは天端から65cm以上出す。」(写真2)
- 「安全看板に泥が跳ね上がり見づらい。」(写真3)

という指摘があり直ちに改善しました。



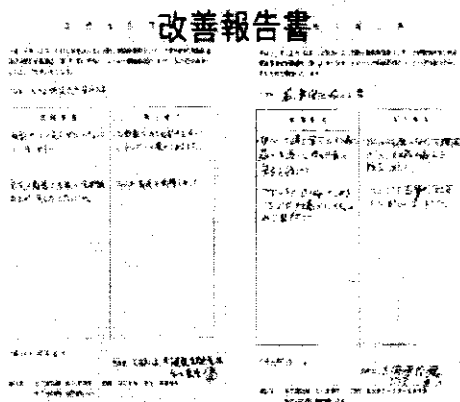
(写真2)



(写真3)

このように、普段であれば見落とすような細部にわたる指摘が行われ、参加者が他社の工事現場においても遠慮することなく、些細な点も見逃さず指摘するという環境が出来上がっていることが伺え

ます。指摘事項については現場代理人が速やかに改善を行い改善報告書により（資料 3）協議会に報告し、推奨事項は全体会議（写真 4）で紹介され各現場で生かされるといったシステムが定着しています。



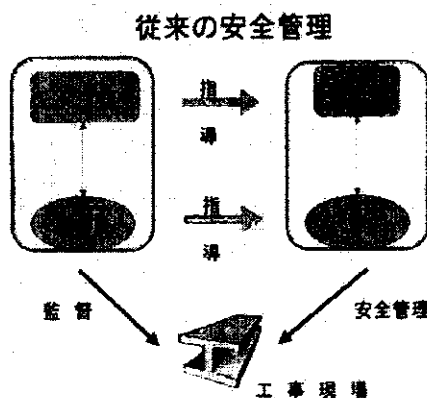
（資料 3）



（写真 4）

5 協議会の効果

従来の安全管理は、発注者と受注者が一対一の関係であり、発注者・受注者・監督員・現場代理人が同一のテーブルで議論する機会はなかったため、安全対策の長所・短所の改善と普及には長い時間が必要とされました。（図 4）

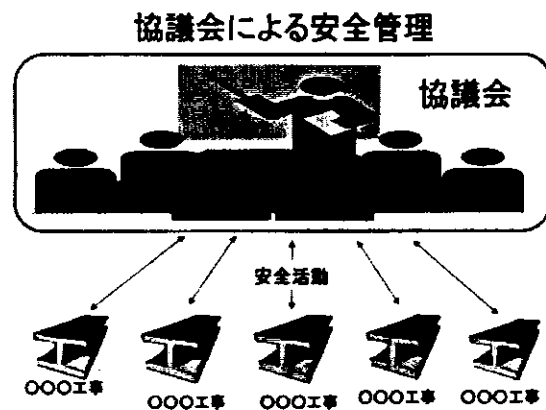


（図 4）

しかし協議会には次の効果があります。

- 協議会を設置することにより関係者が一つのテーブルにつき議論できます。
- 安全対策の長所・短所の改善と普及が短時間でできるようになります。

従来の一対一の取組みに加え複数の立場からみることができ、より多くの経験と厳しい眼差しが注がれるので、安易な妥協・見過ごしがなくなり安全レベルは団体・個人ともに向上し、人材育成にも貢献しています。（図 5）



(図5)

6 発注者側の効果

工事を監督する発注者としては次のような効果が上がっています。

第一に、発注者の効果的な安全指導ができる。

安全パトロールに駒ヶ根森林管理センターからも参加し、局管内の災害発生状況等に即した安全指導が行えます。

第二に、現場の実態に即した安全活動ができる。

安全パトロールに現場代理人が中心に参加するので、他社の現場を客観的に見ることができ、安全意識の高揚に非常に効果があります。

第三に、パトロールの指摘事項・推奨事項を生かした安全活動が定着する。

パトロール実施後の討議で、どんな些細なことでも素直な気持ちで指摘しあえる環境ができあがるので、指摘事項・推奨事項を安全活動に生かすことが定着します。

おわりに

今後においても、この活動を継続・発展させ人命尊重の基本理念に立ち、労働災害の撲滅を目指して取り組んでいき、私たち協議会の活動が広まり請負事業体の安全活動に少しでも参考になればと思います。